

農業機械 の購入経費を補助します。

物価高騰の中、農業者の営
農継続を支援するため



申請受付 期間

◎令和8年10月1日～10月15日(土日,祝日を除く)
朝9時から夕方4時まで、役場農林課で申請を受付
※先着順です。予算に達し次第、終了する場合があります。

対象者

**兼業農家な
ど幅広い方
が利用でき
ます！**

町内に住所を有する以下のいずれかに該当する方が対象です。

・令和5年から令和7年のいずれかの年の**農産物販売金額
が15万円以上**ある方または認定新規就農者

※本事業を活用した方は、購入した農業機械の耐用年数又は、3年間のい
ずれか長い方の期間は、営農の継続が必要です。

※町税の滞納がない方が対象です。

補助対象 機械

・動力を有している農業機械および動力を有している農業機械に
接続して使用する機械（中古品の購入も対象となります。）

注）購入経費が1件（機械）あたり10万円（税抜）以上である必要があります（1件の申請で、1機械の購入としますが、購入する機械に接続して使用す
る機械については、併せて申請して良いものとします。）。

なお、令和9年2月末日までに機械の納品と支払が完了する必要があります。

補助内容

購入経費(税抜)の1/3以内(千円未満は切捨)を補助します。

(申請**1**件当りの**補助金上限30万円**) ※申請は1経営体あたり1件まで。

例) 61万円（税抜）の動噴の場合 **203,000円** を補助

事業 の流れ

- 1 申請受付期間内に見積書等を添えて申請書を役場に提出。
(申請受付期間以外の日提出された申請書は受理しません。)
- 2 役場で申請内容を審査し、交付の可否を決定後、通知します。
- 3 交付決定を受けとったら、機械を発注・購入します。
- 4 購入した機械が納入されたら、速やかに
 - ・「完了届（領収書と購入した農業機械の写真を添付）」と
 - ・「請求書（通帳の写しを添付）」を役場に提出します。
- 5 役場で事業完了を確認後、補助金を交付します。

事業の詳細や提出書類の様式等は町のホームページを御確認ください。

【問い合わせ】金ヶ崎町農林課 0197-42-2111（代）

本事業は、国の重点支援地方交付金を活用して実施しています。

